

理事会運営規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）の理事会の運営に関する必要な事項について規定し、その適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、財団の重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

(権限)

第3条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規程の制定及び改廃（ただし内閣総理大臣の認可事項であるものは除く）
- (5) その他法令又は定款に規定する職務

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。理事会は理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが出席しなければ、開催しないものとする。ただし理事長、専務理事及び常務理事が欠けたとき又は理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、この限りでない。

- 2 通常理事会は、原則として2ヶ月に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(監事の出席)

第5条 監事は、理事会に出席し、定款24条に定める職務遂行に必要な場合には意見を述べることができる。

(役員以外の出席)

第6条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集者)

第7条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

- 2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前期の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に順じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続き)

第8条 理事会の招集通知は、理事会開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面若しくは電磁的記録により通知しなければならない。

2 前項の招集通知には、会議開催の日時、場所及び主な議題を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第9条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第10条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議の方法)

第11条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第12条 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(理事会への報告の省略)

第13条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合においては、出席理事全員及び監事が議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。
- 4 第10条第3項に定める方法により決議があったとみなす場合及び第12条の定める方法により報告を省略する場合、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

(競業及び利益相反取引の制限)

第15条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事が自己又は第三者のために財団の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 3 理事が自己又は第三者のために財団と取引をしようとするとき。
- 4 財団が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において財団と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、2018年10月1日に施行する。